

都市機能誘導区域	誘導施設	定義
①北千里・山田・南千里・桃山台区域	保育所・認定こども園	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所のうち、定員 60 名以上の施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条 6 項に規定する認定こども園のうち、定員 60 名以上の施設
	児童館	児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設
	子育て支援施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業及び同第 7 項に規定する一時預かり事業を実施するための施設
	大学	学校教育法第 1 条に規定する大学
	図書館	図書館法第 2 条に規定する図書館
	コミュニティセンター	吹田市立コミュニティセンター条例第 1 条に規定するコミュニティセンター
②千里山・関大前・豊津区域	保育所・認定こども園	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所のうち、定員 60 名以上の施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条 6 項に規定する認定こども園のうち、定員 60 名以上の施設
	大学	学校教育法第 1 条に規定する大学
③江坂・南吹田区域	保育所・認定こども園	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所のうち、定員 60 名以上の施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条 6 項に規定する認定こども園のうち、定員 60 名以上の施設
	図書館	図書館法第 2 条に規定する図書館
	コミュニティセンター	吹田市立コミュニティセンター条例第 1 条に規定するコミュニティセンター
④万博記念公園・公園東口・阪大病院前区域	大学	学校教育法第 1 条に規定する大学
⑤千里丘区域	保育所・認定こども園	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所のうち、定員 60 名以上の施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条 6 項に規定する認定こども園のうち、定員 60 名以上の施設
⑥JR 岸辺区域	特定機能病院	医療法第 4 条の 2 に規定する特定機能病院
	地域の中核病院	医療法第 1 条の 5 に規定する病院のうち、病診連携等、地域医療の拠点としての役割を担う病院
	大学	学校教育法第 1 条に規定する大学
	図書館	図書館法第 2 条に規定する図書館
⑦JR 吹田・阪急吹田区域	大学	学校教育法第 1 条に規定する大学
	図書館	図書館法第 2 条に規定する図書館